

各 部 長
総合情報図書館長 殿
各 学 群 長

防 衛 大 学 校 長

競争的研究資金関連達等の改正検討委員会の設置について（通達）

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

記

1 設 置

競争的研究資金に関するガイドライン等の改正に伴い、防衛大学校における関連規則の改正事項を審議するため、競争的研究資金関連達等の改正検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 構 成

(1) 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

ア 委員長 教官をもって充てる副校長

イ 副委員長 総務部長、教務部長

ウ 委員 総合情報図書館長、各学群長、理工学研究科教務主事、総合安全保障研究科教務主事、総務課長、会計課長、教務課長

(2) 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 審議事項

委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 科学者の行動規範（平成18年10月3日日本学術会議制定）の改正に基づく防衛大学校研究者行動規範の改正に関すること。

(2) 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（平成19年2月15日文科科学大臣決定）及び研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）に基づく競争的研究資金に係る関連達等の改正に関すること。

(3) その他競争的研究資金等の体制整備等に関し、委員長が必要と認めた事項

4 委員会の運営

委員長は、委員会の事務を掌理し、必要に応じて委員会を招集する。

5 庶務

委員会の庶務は、教務課教育研究推進室において行う。

6 委任規定

この通達に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。